

令和6年第1回定例会 市民厚生常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和6年3月6日（水） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題
 - 議第22号 下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
 - 議第23号 村上市統合保育園等整備運営事業候補者選定委員会条例制定について
 - 議第24号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第25号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第26号 村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第27号 村上市長寿祝金等支給条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第28号 村上市高齢者生活支援に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第29号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第30号 村上市指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第31号 村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第32号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第33号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第42号 令和5年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - 議第43号 令和5年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - 議第 8号 令和6年度村上市国民健康保険特別会計予算
 - 議第 9号 令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
 - 議第10号 令和6年度村上市介護保険特別会計予算

4 出席委員（7名）

1 番	菅 井 晋 一 君	2 番	富 樫 雅 男 君
3 番	鈴 木 好 彦 君	4 番	稲 葉 久美子 君
5 番	木 村 貞 雄 君	6 番	鈴 木 一 之 君
7 番	長谷川 孝 君		

5 欠席委員（なし）

6 地方自治法第105条による出席者

議 長 三 田 敏 秋 君

7 委員外議員（なし）

8 説明のため出席した者

副	市	長	忠	聡 君
政	策	監	須 賀 光 利 君	

税 務 課 長	永 田 満 君
同 課 市 民 税 室 長	小 野 由 香 君
同 課 市 民 税 室 係 長	佐 藤 みつえ 君
保 健 医 療 課 長	押 切 和 美 君
同 課 参 事	志 田 淳 一 君
同 課 国 保 室 長	林 洋 一 君
同 課 国 保 室 係 長	渡 邊 礼 子 君
同 課 健 康 支 援 室 長	船 山 幸 文 君
同 課 健 康 支 援 室 主 幹	田 中 加代子 君
同 課 健 康 支 援 室 副 参 事	大 倉 愛 子 君
介 護 高 齢 課 長	大 滝 きくみ 君
同 課 高 齢 者 支 援 室 長	川 村 勇 治 君
同 課 高 齢 者 支 援 室 副 参 事	本 保 美 穂 君
同 課 高 齢 者 支 援 室 係 長	志 田 真 弓 君
同 課 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	五十嵐 文 君
同 課 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 係 長	志 田 亜 紀 君
同 課 介 護 保 険 室 長	瀬 賀 由 香 君
同 課 介 護 保 険 室 係 長	石 山 寛 子 君
福 祉 課 長	太 田 秀 哉 君
同 課 福 祉 政 策 室 長	石 田 浩 二 君
同 課 福 祉 政 策 室 副 参 事	鈴 木 祐 輔 君
こ ど も 課 長	山 田 昌 実 君
同 課 子 育 て 政 策 室 長	高 橋 朗 君
同 課 子 育 て 支 援 室 長	高 橋 洋 一 君
同 課 子 育 て 支 援 室 係 長	百 武 美 奈 君

9 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
書 記	菅 井 洋 子

(午前10時00分)

委員長(長谷川 孝君)開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日 程 第 1 議第22号 下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題とし、担当課長(福祉課長 太田秀哉君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

福祉 課長 おはようございます。議第22号は、下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてであります。本市が構成員となっております下越福祉行政組合が管理する旧下越広域伝染病舎の土地と建物につきまして、令和5年6月1日付で新発田市に譲渡されたことに伴い、当該施設を管理する必要がなくなったことから、共同処理する事務から削除するものであります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第22号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 2 議第23号 村上市統合保育園等整備運営事業候補者選定委員会条例制定についてを議題とし、担当課長（こども課長 山田昌実君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

こども課長 議第23号 村上市統合保育園等整備運営事業候補者選定委員会条例制定についてです。本案は、村上市立第一保育園、第二保育園及び山居町保育園を統合し、新たに保育園または認定こども園の整備及び運営を行う事業者の候補者を選定するために村上市統合保育園等整備運営事業候補者選定委員会を設置するための条例を制定するものであります。なお、提案議件書に別記として制定条例全文が記載されておりますので、併せて御参照くださるようお願いいたします。説明は以上であります。

(質 疑)

鈴木 一之 第4条の（４）、その他事業候補者の選定に関し市長が必要と認める者の範囲内でございますが、委員に関しては、例えばその中で現場事情等、例えば父兄とか、そしてまた障害児童等を持っている事業所等から意見にそのあたりで精通されている事業主さん、もしくは保育現場と共同でき得る、そういう共有できる環境の人たちもその中に参画できるかという、委員に選定されることも一つ必要ではないかと私は思うのでありますが、その点はいかがでしょう。

こども課長 今おっしゃったようなところも想定としては考えられると思いますが、その辺りは選定委員を選定するに当たって少し検討していきたいと考えております。

鈴木 一之 その辺りも検討していただいて、現場の様子とか、そういうことも含めて委員の中で選定をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

菅井 晋一 教えてください。この委員会条例は、事業候補者の選定についての条例なのだ、それは理解できるのですが、この保育園の整備がどういうふうに進んでいくのかが全く分からないので、例えばこの委員会はどの段階で関わってくるのか。民間活力を使ったやり方なのではのでしょうか、いろんな方式があると思いますが、P P PとかP F IとかD B Oとか様々あるのですけれども、市は金は一切出さないのかとか、用地は市が提供して、民間の人は貸し借りになるのかとか、順序が全然分からないというか、どういう形でこの事業は進んでいくかが見えないので、その辺をもう少し詳しく説明してもらいたいと思うのですが、例えば荒川の統合保育園で

あれば、公設民営で市が整備して、運営を指定管理ですか、そういう形になったのですけれども、今度はゼロから全部民間が建物を建てて、全ての経費は民間でやるのかどうかとか、市はどこまで関わるのか、その辺がちょっと見えないし、だからその事業に取り組む業者は福祉法人なのか建設業者なのか何も私が見えないのですけれども、その辺の事業の流れ、どうやって進んでいくか、そしてこの委員会はどこでそれ入って、業者を選定するのかとか、その辺の全体的な流れを教えてください。

こども課長 このたび上程させていただきましたこの選定委員会の委員会条例でありますけれども、これは今議員がおっしゃったような業者を選定するための委員会であります。業者を選定するに当たっては、今おっしゃったような土地をどうするかとか、期間をどうするかとか、そういったところを募集要項の中で決めて、来年度春募集するわけですが、そういったところを決めて、この募集に当たっていきます。その事業者を来年度委員会、ちょっと予定は4回ほど予定しておりますが、その中で来年度事業者を決めまして、その決まった事業者と詰めていくような形になります。具体的には詰めていくことになっていきますけれども、少なくとも今現段階では令和9年4月1日の保育園を開園するということでありますので、それに向けて国の、民設民営を今想定しているわけであります。そうしますと、民間事業者がその事業費を負担する。そこに補助率に応じて市も応分の負担をしていくというようなことは想定されますが、そういったところを募集要項を決めて詰めて、それから来年度事業者募集をかけて、事業者を決定していく。その事業者を決定していくための選定委員会をこのたび上程させていただいたということでございます。

菅井 晋一 そうすると、その募集要項は決まっているのですか。
こども課長 今検討しておる段階でありまして、まだ決まってはございません。
菅井 晋一 まずその募集要項を明らかにしていただかないと、そういう事業のやり方がいいのか悪いのかも判断できないし、だから議会はどこでそういうのに関われるのかも分からないし、順序が逆なのではないでしょうか。まずその募集要項を明らかにして、こういう形で市はこの事業を進めたいと。その理由は、例えば今までやってきた公設民営のやり方とか、例えばDBO方式みたいに、ごみ処理場であれば金は公が出すけれども、やるのは全て民間でやると。施設はあくまでも市の施設だと、そういうやり方もありますし、何もそれ見えないし、だから今のやり方が一番市にとってメリットは何があるのか。安くできるとか、そのメリットも全然見えてこないのです。いかにも民間がやって、市は負担がないような感じなのですから、実際その辺は明らかにしていただかないと、この条例だけ進んでいくのは非常に違うのではないかなと。もう少し事業のスケジュールとか、どういう形で進んで、どういう形が一番メリットがあるからこういう形でやるのだと、その辺をきちんと示していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

こども課長 事業スケジュールにつきましては、今ほど申し上げたとおり令和9年4月1日に向けてということで、大まかなスケジュールはそういったところであります。あと、事業費につきましては、公設になってきますと当然市の持ち出しが大きくなるということで、持続可能な市政を保っていくにはやはりそれは難しいということで、民間活力を活用して保育園運営をしていきたいということでございます。民設民営になりますと、国の補助事業が使えます。そこで、国・県、それから自治体の応分の負担が出てまいります。そこに市がどれだけ負担するかということですが、やはり

民間活力を使ったほうが市の持ち出しは少ないということでございますので、今庁内で決定しておりますのは、それを推進しようということでございます。そういったところで市の持ち出しも少ないということでこういった方式を今進めているところですので、御理解いただきたいと思います。

菅井 晋一 今の課長の説明だけでどれだけメリットがあって、どれだけ経費が安くなるか全然分らないです。御理解くださいといっても、御理解はできない。皆さん、どう思いますか。本当に4月から募集すると言いながら、募集要項まだできていない。今3月入っているのですよね。そんなやり方でいい事業に取り組めるのですか。もうちょっと詳しく明らかにして、この方式が一番安くできるとか、きちんと説明していただきたいと思います。副市長、どうですか。

副 市 長 まず、この統合保育園につきましては、村上駅周辺のまちづくり事業の一環として進めているという大枠の考え方がございます。これまでも特に村上総合病院跡地の開発については、ゾーニングをした上で、その一角を統合保育園の用地に充てようということで、これは都市計画課のほうで進めている事業であります。一方で、統合を予定している3園につきましては、老朽化も進んでいるという現状もございまして、この令和9年の4月に開園したいということの、言わばある意味での急ぐとございますか、そういった要素もあるものですから、こども課としては民設民営を前提にして、そしてまた駅前開発のまちづくりの考え方の中にも民設民営を前提にしているのだということは今までも説明を申し上げてきたというふうに理解しておりますけれども、その上に立って今作業が進んでいるというように御理解をいただければありがたいというふうに思います。それから、募集要項がまだ完全に決まっていないのに、どうなのだというのではありますけれども、これは早急に今詰めている最中でございますし、その中において諸所の経費の負担ですとか、そういったものが出てくるというふうに承知をしておりますので、そういった考え方に立って、まずはこの条例制定を御理解をいただいて、業者選定の前段であるこの制度にのっとって進めさせていただければというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

菅井 晋一 分かりました。それで、ぜひこの条例は特に異議を唱えるものでも何でもないのですけれども、どういう方式でやるのかということ、例えばPFI方式とか、BTOとか、BOOとか、いろいろありますよね。どれなのだか、なぜそれを選んだのかとか、もうちょっと民設民営の中身を教えていただきたいと思いますので、その辺も併せてよろしくお願いします。

副 市 長 おっしゃるとおりかと思います。具体的な取組手法がよく分からないということだろうというふうに思いますけれども、それを含めてこの専門家の委員である皆様方に選定の中で議論いただくという、そういう内容も含んでいるかというふうに承知をしておりますので、もし担当課のほうでその中身について補足があれば説明をしていただきたいと思います。

こども課長 まずはこの選定委員会の条例が決まりましたら、その募集要項につきましても、この選定委員会で見てください。そこでどういった方法がいいのかというのを確認していただきます。それをもって、また議員の皆様にも、こういったことで募集をしていきたいということで御説明をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

富樫 雅男 ちょっと私これ非常に違和感あるのは、事業候補者選定委員会条例なのですよね。

ですから、この第1条にかかわらず、今後こういう保育園の整備運営事業者を選定しようというところに全て関わってくるような条例がまずあるべきでないかなというふうに思うのですけれども、例えば3年前でしたか、塩町のほうにこれ取りやめになりましたけれども、あのときはこういう条例はあったのですか。

こども課長
富樫 雅男

そのときはこういう条例はございませんでした。

ですから、まずはこういう候補者選定委員会条例というのがあって、あとは個別に今回は例えば3園統合だとか、その後また出てくるかもしれないし、本来そういうふうにあるべきでないのですか。だから、根本的な条例を、選定委員を選定する際の条例をまずは定めると。それが大事なことでないかなと思うのですけれども、だから第1条があると今までどうだったのだということになると思いますけれども。

こども課長

今回提案させていただいております統合保育園の整備運営委員会事業候補者選定委員会の条例ですけれども、これにつきましては、駅前の土地を活用しまして、第一、第二、それから山居町保育園を統合すると。この保育園の統合に関してのみの条例でございます。もしこの後統合とか、そういった問題ございましたら、また個別に条例のほうを提案させていただきたいというふうに考えております。

富樫 雅男

ですから、それはよく分かるのですけれども、これは選定委員会条例であって、本当に大事なものは第2条以降なのです。これはその都度変わるような内容ではないのかなと私は思うのですけれども。

副 市 長

塩町の例をお出しになりましたけれども、あそこはまさに民間の土地を民間の業者の方が保育園として開園したいということでもございましたので、市がどうこう言うというものではまずないというふうに理解しておりました。このたびは、あくまでも市が所有する、まだ所有はしていませんけれども、市が所有を予定している土地に統合の保育園を民設民営という形で設置したいということの目的がはっきりしているものですから、これを第1条として目的にした条例制定にさせていただいていうことで理解をいただければありがたいと思います。

菅井 晋一

今村上市でこうしようとしている形の民設民営の方式で、よその事例があったら教えてもらいたいのですが。我々もその辺勉強したいと思いますので。

こども課長

民設民営の保育園は県内にも数多くございますので、隣の胎内市とか、新発田市等でもございます。

鈴木 好彦

先ほど来この問題に関して、1番委員、2番委員、何かもやもやした感じが拭えないでいるのです。私もさっきからずっともやもやしているのですけれども、どうも進め方について、議会は、我々は追認機関でしかないような印象がすごくするので。先ほども言ったように、民設民営が庁内で決まったら、それを前提に仕事が進んでいると。でも、その部分で議会がどう関与したかというのを今私の中では理解できていないのですけれども、ちょっと話は変わるのですけれども、先ほど副市長からも出ましたが、駅前のあの民地を買い上げるにしても、全体構想が全然分かっていないのに、買うのだと、買いたいのだということで、あの条例を出してこられた。全体が分からない中で追認として求められたような気がしてしょうがないのですけれども、この辺の姿勢というのはどう捉えられていますか、市は。

副 市 長

決して議会の皆様方に追認をしていただきたいという思いで取り組んでいるものではございません。大事な市の顔とも言える土地をどう活用していくかという観点に立った計画をお示ししているわけでありまして、その都度議会の皆様方にも、こう

いった考え方で進めたいのだということは意見も伺ってきましたし、その都度御説明を申し上げてきたというふうに思っております。そういった意味で今回のこの条例制定もそこにあるというふうに御理解をいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

鈴木 好彦 私1人理解力がなくて、取り残されているのかもしれませんが、きっちり説明されたという感触は私個人では持っていないというのが感想ですので、その辺は申し上げておきたいと思います。以上です。

木村 貞雄 今ほどいろいろ議論ありますけれども、私もはっきりしていないのですけれども、この問題はそもそも駅前開発の、保育園だけでなく、全体の問題ですから、やはり市の方針がある程度進んでからやったほうがいいと思うのですけれども、みんなこの選定委員会に丸投げするような形なのです。今もまだはっきりしないで、国のものがどういうものが来るとか、それらについても本当の市の考え方というのをもう少し出してもらいたいのですけれども、その辺はいかがですか。副市長、どうですか。

副市長 この条例制定に関しての質問であるかどうかということもあるのですが、駅周辺のまちづくりの考え方については、先ほども申し上げましたように、ゾーニングをして、その中に、こういった考え方の下にこういった施設を設けたいということはこれまでも御説明を申し上げてきました。ただし、国の施設については、まだ公表に至る段階までは来ていないので、もやっとした感想は持たれているかと思いますが、大体想像はつくというふうに思います。多目的の部分については、市長が毎たび申し上げているとおりであります。これからプロポーザルをしながら、多くの様々な御意見を伺いながら、よりよいものに造っていききたいのだということで、まだ言わば白紙の状態とも言えるようなものですが、ここには市民の皆様方のいろんな意見を反映させていこうというスタンスで取り組んでいます。一方で、統合保育園については、先ほど申し上げましたように3園が老朽化が相当進んでいるという実態を考えると、やはりここはいち早く開園をして、そして子供たちの保育環境を整備したいという、こういう思いがあるものですから、順番目の1番目として掲げさせて、進めさせていただいているという、それに関連するものですから、このたびこの条例制定をお願いしたいという、こういうことになります。よろしく願いいたします。

木村 貞雄 市長の施政方針にも言っているとおり、私も代表質問で強くその辺は質問したのですが、この3年間、財政健全化を図るという強力な考え方なのだけでも、その意味からしても、やはり全て概算の事業費とか、市の持ち出し分とか、そういうことを考えていかなければならないことですので……

三田 議長 委員長、23号から話ずれているよ。

長谷川委員長 ちょっと委員会条例の……

木村 貞雄 いや、この保育園の場合にも、全部選定委員会に業者を任すような話なのですが、市の方針と、全てこの選定委員会に任すつもりなのですか、予算の面においても。

こども課長 この選定委員会につきましては、統合保育園を建設するということに関しての選定委員会になります。当然この委員会に諮る原案につきましては、これは市が作成するということになります。それは当然こども課だけでなく、財政、総務とか、そういったところの庁内検討を経てそこに出すということになりますので、そこに今木

村委員がおっしゃったような市の意向等を反映させまして、これを原案として委員会にかけて、御意見を頂戴するというような、そういう運びになっております。その中で予算、市の持ち出し幾らぐらい、そういったところも当然入ってきます。国・県の補助が使えると申しまして、やはり定員等々によって上限が定められておりますので、そういったところに市の負担分これくらい入れられるかというような、そういった議論を重ねまして、この委員会のほうに提案するということで、決して丸投げをするというような、そういったことは想定しておりません。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第23号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 3

議第24号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（こども課長 山田昌実君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

こども課長

続きまして、議第24号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、病児保育施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、施設の使用料を市で収受していたものを利用料金として当該指定管理者に収受させることが可能となるよう、所要の改正を行うものであります。あらかじめ病児保育センターは、平成29年7月に開設し、6年7か月が経過。また、むらかみ病児保育センターは令和2年12月に開設し、3年2か月が経過いたしました。両施設の運営が一定期間経過し、収入、支出の金額がおおむね把握できてきたことから、民間事業者が運営している他の施設同様、指定管理者が使用料を利用料金として自ら収受できるよう改めるものであります。なお、資料の11ページ、12ページに新旧対照表が記載されておりますので、併せて御参照くださるようお願いいたします。説明は以上であります。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第24号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 4 議第25号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（こども課長 山田昌実君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

こども課長 続きまして、議第25号は村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、同基準を準用する条項について所要の改正を行うものであります。具体的には、デジタル化の推進に伴い、保育所等の事業者が行う記録、作成、保存、その他これらに類するものについて、紙などの書面により行うことが規定されているものにつきましては、電磁的方法により行うことができるものでありますが、旧条例では「磁気ディスク」、「シー・ディー・ロム」等の特定の媒体名称が使用されておりますので、今回汎用性のある「電磁的記録媒体」という表現に改めるものであります。また、施設での書面による掲示をインターネットを利用して公衆の閲覧に供すること等の規定を追加するものであります。なお、資料の13ページから19ページに新旧対照表が記載されておりますので、併せて御参照くださるようお願いいたします。説明は以上であります。

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討 論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第25号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 5 議第26号 村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 大滝きくみ君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

介護高齢課長 議第26号は、村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、本市が設置するデイサービスセンター長津について、令和6年7月31日をもって廃止することとし、それに伴い条例の一部を改正しようとするものであります。デイサービス長津につきましては、利用者の減少等の理由から、同じく朝日地区にあります市デイサービスセンター、さわらびセンターと統合し、デイサービス長津を廃止することといたします。デイサービス長津の利用者につきましては、全員さわらびセンターで受入れが可能であり、現在利用している曜日や回数を維持し、仲間や職員もできるだけ一緒に移動することを前提としていることか

ら、安心して利用していただくことができます。なお、昨年末の全員協議会での説明の後、利用者及び御家族宅に伺い、市職員と社会福祉協議会で説明に回りました。利用者、御家族の方の反応といたしましては、曜日、回数などの変更がなく、今来ている方と一緒に移ることができるのであれば安心ということで、おおむね理解を得ております。デイサービスセンターについては、民間の施設も増え、定員数も充足しており、提供体制の確保が見込まれることから、当該施設を廃止しようとするものであります。説明は以上です。

(質 疑)

鈴木 好彦 統合によって移動になる利用者の方たちへの手厚い対応というのは前々からいろいろお聞きしておるところなのですが、職員についてはどのような対応を取られているのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

介護高齢課長 職員についてですが、社会福祉協議会の職員につきましては、今長津に勤めている方については、できるだけさわらびセンターのほうに移動して、利用者の支援のほうに回っていただきます。そして、臨時職員のほうにつきましては、このまま雇用ということで、希望があればそのまま雇用する予定であります。

菅井 晋一 御苦労さまです。この件につきましては、以前から様々説明いただいておりますし、的確な対応で、非常にいい形で進んでいるなというふうに感じております。ただ、このデイサービスの施設も、その説明の中でも、リハビリの設備が整っているところにみんな集まって行って、長津とかはリハビリの設備も少なかったし、給食の施設もなかったというようなことでやむを得ないかなというふうに思うのですけれども、ぜひ、さわらびセンターもそういう意味では定員からかなり同じくらい下回っていたので、やっぱり魅力をもう少し高めるような、そういう、ちょっとよく分からないのですけれども、リハビリの設備を強化するとか、そういった対応もこれからお願いしたいと思います。

介護高齢課長 委員からもお話があったように、今リハビリを求めている利用者が非常に多いということで、デイサービスさわらびセンターのほうでも、看護師によるリハビリ、また専門職を外から招いてリハビリをするというような対応を今後検討しております。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第26号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 6 議第27号 村上市長寿祝金等支給条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 大滝きくみ君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 議第27号は、村上市長寿祝金等支給条例の一部を改正する条例制定についてであり

ます。本案は、長年にわたり社会に貢献された高齢者の方々に贈呈しております祝金及び祝い品について、99歳の祝い品を廃止し、100歳の祝金については、20万円から10万円に変更しようとするものであります。今回の長寿祝金についての見直しは、日本の平均寿命が男女とも80歳を超え、本市においても100歳になられる方々が年々増えてきており、高齢者が活躍する現状を踏まえ、事業の見直しを行うものであります。本市では、合併後の平成21年度は100歳になられた方が10人でありましたが、近年では30人から35人で推移し、令和6年度には54名の方が100歳になる予定であり、今後も多くの方が100歳になられます。この長寿祝金事業についてであります。市長が直接自宅や介護施設を訪問して、祝い状と祝金をお渡しするものであります。市長が訪問し、直接お祝いを申し上げることが100歳の高齢者に大変喜ばれていることから、事業については継続することとし、今後長く継続していくために金額を20万円から10万円に変更いたします。10万円とした根拠であります。平成21年度から100歳に到達される方が倍以上に増えていることから、半額の10万円としました。参考に県内20市の状況を見ますと、本市で10万円とした場合でも20市の中で一番高く、本市の高齢者に敬意を表せるものと考えます。99歳につきましては、現在2,500円相当の祝い品をお渡ししております。100歳で説明したとおり、今後対象者が増えることと、99歳の方につきましては、次年度100歳になられたときに祝い状と祝金をお渡しすることから、99歳については廃止いたします。参考であります。99歳については、20市で本市を含めて2市のみの実施であります。周知についてであります。令和6年度に100歳に到達する対象者は把握できているため、4月下旬生まれの方が最初の方となります。議案が可決されましたら、令和6年度対象者については、文書等で周知する予定であります。99歳の祝い品廃止につきましては、9月の敬老の日前後に配布することから、今後市報やホームページで100歳祝金の変更と併せて周知していく予定であります。説明は以上です。

(質 疑)

- 鈴木 好彦 今年から対象者に送られるものの単価が変わっていると思うのですけれども、これが改正される前と改正された後の金額的な差異というのはどのくらいになるか把握はできていますでしょうか。
- 介護高齢課長 99歳につきましては、24万7,000円の減を見込んでおります。100歳につきましては、令和5年度840万円ということで、大体300万円の減を見込んでおります。
- 鈴木 好彦 改正されなければ20万円で出されるというものが10万円になるということですよ。ですから、54人で540万円少なくなる。
- 介護高齢課長 20万円だとすると1,080万円ですけれども、10万円にすることで540万円となります。
- 鈴木 好彦 副市長にお尋ねしたいのですけれども、これがこのまま可決されますと、3月15日に成立するわけですよ。施行日が4月1日ということですから、その間16日しかない。今課長の説明では、それぞれに通知は出しますよと。それは、でもいきなり20万円もらえんと思ってたものが10万円になって届いたということになると思うのです。いわゆる16日という周知期間が、もちろん妥当だと思うから、これ出されてきたということなのですから、それが妥当だという根拠、そういうふう判断した根拠というのは何だったのですか。というのは、一人一人に寄り添うよという標語を掲げて市政を行っている村上市にとって、イメージが変わってくるのではないかと印象を持つのですけれども、ですので16日でもいいよといった根拠は

何であるかちょっと御説明いただけますでしょうか。

副市長

一人一人が輝く村上市をつくろうということのキャッチフレーズは、あるとおりであります。この長寿祝金につきましては、今ほど課長から申し上げましたように、やはりこれまで社会に長く貢献してきていただいたということの思い、その敬意を表する意味でのお祝金ということでございます。いわゆる市からのお祝金が、皆様方の御理解を得ての話ですけれども、減額されるということではありますけれども、受け取る方からした場合に、減額されたということで受ける印象というのは、私はそれほど、多いにこしたことはないと思いますけれども、それが減額されたことによつてすごく落ち込むとか、これは何だというふうな、そういう思いには立たないのではないかなと実は思いました。なぜかといいますと、市長、時には私が代わってお祝いを申し上げることがありますけれども、本当に御本人を含めて家族の方は喜んでくださいます。そのことが私は一番の感謝、私ども市からの感謝でもあると同時に、受け取る側からの思いといいますか、そういった感じ方をさせていただいているのではないかなというふうに思います。これがある程度期間を経て、周知期間を持ったとしても、いや、昨日まで20万円だったのに、今日になったら10万円ではないかということで、いろいろそこに御意見をいただくということはないのではないかなという、そういう思いでこのたびの提案をさせていただいているというふうに御理解をいただきたいと思います。

富樫 雅男

私もちょっとほかの市の状況を調べて、課長説明されたように、私の調べ方悪かったかもしれませんが、ゼロというところもあるのです。20万円、町では阿賀町は50万円なんていうところも、それはあるのですけれども、市としては最高レベルで、全国的、全国のをちょっと多少見てみたのですけれども、1万円というのが一番多いのかなという気がしました。ですから、私は金額はあまり議論すべきことではないのではないかなというふうに思います。周知期間が今問題になっているわけですが、市長の答弁で、先日区長会でもお話をされているということだったのですけれども、この区長会はいつ頃やられたのですか。

介護高齢課長

区長会ではないのですけれども、私どものほうで、昨年11月に、この長寿祝金ではなく、敬老会の事業について、やり方とか方法を確認する際に、そのときに合わせて長寿祝金についての御意見をちょっと頂戴いたしました。その中で、もちろん今までどおりとか、もっと欲しいとかという意見がありましたけれども、その中でやはり、先ほど答弁で申し上げたとおり平均寿命が非常に長くなっている中で、今後100歳が増える中で、見直しとか検討したらどうかとか、子育て、また高齢者が生き生きと生活できるように福祉とかに渡したほうがいいのかとかというような御意見もありました。

副市長

私からも、区長会等では、市長は、これ正式な議題としてどうあるべきかというような議論ではないのですけれども、それぞれの地区の区長会があるごとに、市長自らが、こういう考え方をしているのだけれども、どうだろうかというようなことで、その場での意見交換の中でお聞きをしてきたということを聞いております。ですので、今課長が申し上げましたように、それは今までどおりのほうがいいさという人も当然あるわけでありまして、やはり子育てですとか、そういったところにも後はより目を向けていったらどうかというふうな、そんな御意見もいただいたというようなことから今回の提案につながっているというふうに御理解をいただきたいと思います。

菅井 晋一 課長さん、それから副市長さんの説明でよく分かりました。私かつて朝日で100歳、100万円の事業が始まったときに、40年以上前になりますか、あの頃は年に1人があるかないかというところで、いくと盛大なお祝いをして、100万円使うのではないかと思うぐらいのお祝いを準備していました。時代が変わったなということをつくづく思います。それはおっしゃるとおりで、そういう時代になったということなのですが、1つだけ、やはりもうちょっと早めにお知らせするようなことをお願いしたいなと思います。サービスが向上するのは、すぐでも、いつでもいいのですけれども、サービスが低下するようなものは早めに告知をする機会、記者会見とか新聞報道とか、いろいろな機会があると思うので、その辺これから市民に寄り添った形で進む姿勢を示す意味でも、できるだけ早めにお知らせしたほうがいいのかというふうに思います。これは要望です。よろしくお願いします。

稲葉久美子 私も100歳でもらえるなんていうことを考えると全然見込みがないなと思うと、本当に今課長や副市長がおっしゃることはよく理解できます。ただ、やっぱりいろんな話聞いた中でも、褒賞もあるのですよね、そういうときに。それで、品物等を頂くというような形になっているみたいなので、その褒賞そのものを喜んでいただくということも聞いていますし、金額については、それなりにもらえば喜んでいるのだろうなというふうに思いますし、そういう意味で100歳の人が多くなったという関係で、そういうことに移行するのかなというふうに思うのですけれども、ただ問題は1つ、今言って4月1日からかというのがやっぱりちょっと私は気になります。3月31日まで20万円だけれども、それで4月1日になったら10万円かという形になると、だからもうちょっと余裕持って、先へ期間を置いてほしかったなという思いなのですけれども、そんなことで一応意見ですけれども。

副 市 長 1番委員からも同様の御意見であったかと思います。確かにできれば早くということではあるのですけれども、これは条例になっていますので、議会の議決がない以上は、こうしますというところを早く言うというのは、ちょっとやっぱりイレギュラーだというふうに考えております。ですので、今後市民の皆様方にいろんな形で、敬意を表する場合の在り方については意見として承っておきたいというふうに思います。併せて申し上げますけれども、令和6年は54名の方が予定されているということなのですが、私が訪問した多くの方はほとんど施設に入所されています。ですので、いろんな体調の変化といいますか、それはありますけれども、まずは御本人を含めて家族の方が本当に喜んでくださっているというのは実感として受けておりますので、この10万円に減額されたとしても、そういう市からの思いは確実に伝えて、そしてみんなでお祝いしていくのだという、この事業は継続していきたいというふうに思いますので、ぜひとも御理解をいただきたいと思います。皆様方からの御要望は承りました。ありがとうございます。

木村 貞雄 私も代表質問のときも言ったのですけれども、本当に議会のほうにも情報も全然なかったです。まして、区長会に情報行くわけないのです。それなのに、いきなり来るというのは、これからの問題ですけれども、やはりそういったことを議会のほうにも情報をお願いしたいと思います。

(自由討議)

鈴木 好彦 先ほど副市長からも説明もありまして、この事業に対する価値、それから御自分も含め、市長もそれぞれ直接御本人にお会いして、市の感謝を伝えるということをや

っておられる努力をされているということは十分に聞き取れたと思います。ただ、この人たちというのは、実は声を上げれない人なのです。また、声を上げない人たちなのです。声を上げないというのは、いわゆる我々よりずっともう20か30上の人たちですから、ちょっとさば読んだかな、昔かたぎといいますか、奥ゆかしさといいますか、自分からああしてくれ、こうしてくれということを言わない人たちなのです。それから、上げれないというのは、これは物理的に、生理的にもうなかなか声を上げられなくなっていくという人たち。ですので、どうでしょう、皆さん、我々この人たちに代わって、性急な施行、これは違うのではないのと、市として市民と向き合っていく村上市としては違うのではないということをやっぱり市のほうに苦言を呈して、これを令和6年4月1日になっていきますけれども、令和7年4月1日にしてもらえませんかという形で我々意思表示できればなと私思うのですけれども、というのは確かに市は財政健全化今うたっていますけれども、これ3か年あるわけです。ですから、1年目でやらなくても、2年目でやれば、この期間内での健全化の趣旨、これは十分全うできると思うのです。私金額云々ということは一切言っていないです。ただ、市民に伝える期間があまりにも短いのではないかな。それは、今村上市が行うべき市民に寄り添うべき村上市としてやっぱり行うべきことではないかなという危惧を持つからです。今議会は、4月に向けて市民の目がこちらに向いています。それに応えるべく、きっちりやっぱり議会として市民に寄り添ったことをやっていかなければいけないのではないかなと思うのですけれども、皆さんの御意見、お気持ちを伺いたいと思います。

菅井 晋一 確かに副市長さんがおっしゃった、議会で議決しなければ、行動は起こせないということはよく分かります。ただ、条例をつくるときに施行日をもう少し配慮をいただければ違ったのかなというふうに、4月1日施行だから、僅か2週間しかないというようなことになるのかなというふうに思います。その辺の配慮を今後ぜひお願いしたいなという、そういうことであります。以上です。

長谷川委員長 3番委員の意見に対して何かありませんか。

木村 貞雄 私もいろんなところを回って、いろんな話聞いている中では、やはり一生懸命に家族もいろいろやってそれを期待、お金をもらうというよりも、そういった祝いのことを気にして一生懸命にやっているし、そういうことも声聞いているので、こういった短時間のうちにやるというのはちょっと強力だなとは思っております。

稲葉久美子 条例だということで、議会かけなければならないという状態でということなのですが、言われたように、市民の皆さんにお知らせする期間が短いということを受ければ、やはり議会に早くかけて、それを皆さんに周知するということが必要だと思うので、この申入れ4月1日を延期するという方向、今3番委員から言われましたけれども、それができるのであれば、本当にそのほうがいいのではないかと思います。

長谷川委員長 3番委員は、さっき1年延ばすって。

鈴木 好彦 私としては、本当は日にちを変えた修正案というのを出せるのかなと思ったのですけれども、そうすると予算の改変が伴うということで、我々には予算に立ち入る権限がないということで、これは諦めたのです。それで、次の第2回6月議会において、理事者側から附則のところに令和7年4月1日という条例を出していただければ、6月ですから、7月から9か月で周知期間が設けられるのではないかなというふうな腹案は、腹案というか、私なりの考えは持っておりました。そういうことで

す。

長谷川委員長 一般会計予算が通るわけでしょう。まだ分からないけれども。

鈴木 好彦 旧条例、元の条例がそのまま生きるわけですので、その元の条例によって予算が執行されなければいけないのではないかと思います。ですから、そこには条例に従って、足りない分は補正を組むという義務は理事者側に発生してくるのかなと思っています。私の考えはそういうところまでです。

委員長（長谷川 孝君）暫時休憩を宣する。

（午前 11 時 01 分）

委員長（長谷川 孝君）再開を宣する。

（午前 11 時 14 分）

長谷川委員長 自由討議の続きなのですが、ほかに 3 番委員の意見に対してございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

長谷川委員長 これで自由討議を終わります。

（討 論）

鈴木 好彦 今まで説明してきていたわけですがけれども、やはり 16 日という周知期間はあまりにも短いのではないかと。そうした場合に、ではどうするかということを考えた場合、第 2 回定例会において、施行日を令和 7 年 4 月 1 日とすることで再度提案してもらうことを期待して私は反対といたします。

稲葉久美子 私も同じ意見です。

以上のとおり質疑を終結し、自由討議、討論の後、起立による採決を行った結果、議第 27 号は、可否同数のため、委員長裁決により原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 7 議第 28 号 村上市高齢者生活支援に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 大滝きくみ君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

介護高齢課長 議第 28 号は、村上市高齢者生活支援に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、高齢者生活支援事業のうち寝具乾燥消毒サービスについて廃止するものであります。廃止の理由であります、利用者が減少していること、また介護保険サービスや軽度生活援助等の利用により代替が可能であることから、事業を廃止しようとするものであります。利用者が減少した要因としましては、介護ベッドなどの利用者の増加や布団の材質の変化により管理が簡単になったこと、布団乾燥機やコインランドリーなどでの布団の管理が一般の方にも可能になったことが減少の理由であります。また、事業の見直しの最中に寝具乾燥車のマスターヒーターをメンテナンスしている業者が令和 5 年 12 月をもって廃業する旨の連絡もあり、総合的に判断し、本事業については廃止することといたします。現在 6 名の高齢者が利用しております。利用者の方は、介護サービスの訪問介護を利用しており、布団を干すサービスにつきましては、介護保険サービスの訪問介護や軽度生活援助

でも対応が可能なことから、別途に料金がかからず、介護サービス等として提供が可能であります。なお、現在の利用者の方については、状況を説明し、御理解を得ております。以上で説明を終わります。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第28号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 8 議第29号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 大滝きくみ君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 議第29号は、村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画の策定に伴い、同期間中の基盤整備や介護サービス見込み量等を推計し、介護保険料を定めるものであります。また、保険料の段階を区分する基準所得金額を規定する省令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。主な改正内容ですが、新たに保健福祉事業を行うことを追加し、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者保険料の基準額を年額7万5,600円、月額6,300円とし、第9期の標準段階を13段階といたしました。あわせて、所得段階別保険料の基準所得金額の改正を行いました。説明は以上です。

(質 疑)

菅井 晋一 ちょっと難しくてよく分からないのですが、附則に村上市在宅寝たきり老人等介護手当支給条例を廃止するというのが出てきているのですが、このことについて、廃止しても問題ないのかとか、どういうことで廃止になるのかということをお教えてください。

介護高齢課長 今回介護保険の地域支援事業で行っていましたこれらの在宅寝たきり老人介護手当の支給ですが、こちらが地域支援事業から外れるということで、新たに保健福祉事業として実施することでここに載せてあります。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第29号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 9 議第30号 村上市指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について、議第31号 村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議第32号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について及び議第33号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての4議案を一括して議題とし、担当課長（介護高齢課長 大滝きくみ君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

介護高齢課長 議第30号から議第33号までの4議案について、一括して御説明を申し上げます。議第30号 村上市指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について、議第31号 村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議第32号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について及び議第33号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての4議案につきましては、いずれも国の基準省令であります指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が本年1月25日に公布されたことに伴い、本市の該当する条例について所要の改正を行うものです。4議案で共通する主な改正内容につきましては、運営規定等の書面揭示規制の見直し、管理者の業務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進などを行うことについて所要の改正を行うものです。その他の改正内容につきましては、議第30号及び議第31号の2議案では、指定居宅サービス事業者との連携によるモニタリングの実施や介護支援専門員1人当たりの取扱件数の所要の改正を行い、議第32号及び第33号の2議案では、居住系及び施設系サービスにおける協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症等の対応に伴う医療機関との連携を行うことについて所要の改正を行うものであります。説明は以上です。

（一括質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（議第30号自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（議第30号討論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第30号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第31号自由討議)
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第31号討論)
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第31号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第32号自由討議)
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第32号討論)
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第32号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第33号自由討議)
(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第33号討論)
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第33号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 10	議第42号 令和5年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(保健医療課長 押切和美君)から説明を受けた後、質疑に入る。
----------	---

(説 明)

保健医療課長 議第42号 令和5年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について説明いたします。歳入歳出それぞれ6,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億4,280万円にするものです。歳入では、5款県支出金、1款1目保険給付費等交付金、普通交付金分6,700万円の増額を計上しました。歳出につきましては、2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費6,700万円は、決算見込みによる不足分を計上いたしました。以上です。

(質 疑)
(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第42号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第11 議第43号 令和5年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(保健医療課長 押切和美君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 議第43号 令和5年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について説明いたします。歳入歳出それぞれ2,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億3,580万円にするものです。歳入歳出ともに保険料と負担金等精算予定額による増額です。以上です。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第43号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第12 議第8号 令和6年度村上市国民健康保険特別会計予算を議題とし、担当課長(保健医療課長 押切和美君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 それでは、議第8号 令和6年度村上市国民健康保険特別会計予算について説明いたします。予算の総額は54億7,600万円で、前年比のプラス3.2%、1億6,900万円の増額です。増額の理由としましては、高額医療及び新型コロナウイルス感染症による受診控えの解消などによる療養給付費の増加分が上回ったことによるものです。被保険者数につきましては、令和6年度は7,312世帯、被保険者数は1万684人、前年度比マイナス442人を見込んでおります。歳入の主なものを説明いたします。1款国民健康保険税は、被保険者数の減少により前年度比1,877万2,000円、2.0%の減額、9億354万2,000円となりますが、事業費納付金との差額が大きいことから、保険税率の改定は行わず、税率は据置きといたしました。2款、3款、4款につきましては、例年どおりのため、省略させていただきます。5款県支出金、1項1目保険給付費等交付金41億2,112万6,000円で、前年度比1億8,733万円の増となっております。

ます。説明欄 1、普通交付金は市町村が支出する保険給付費のうち、審査支払い委託料の一部、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金を除いた給付費用に対し県が全額補填するもので、県が示す給付費の推計額を計上しております。6 款は、省略させていただきます。7 款基金繰入金ですが、2,400 万円を繰り入れる予定です。8 款、9 款は、省略させていただきます。続いて、歳出の主なものを説明いたします。ページ 295、296 ページを御覧ください。2 款保険給付費ですが、前年度比 1 億 6,474 万 6,000 円の増額となっております。1 項療養諸費、2 項高額療養費の増額に伴うものです。続きまして、3 款国民健康保険事業費納付金は、県から示された額を計上しております。続きまして、299、300 ページの 4 款保健事業費は、新規事業といたしまして、重複・多剤服薬対策のため、薬剤師などとの情報交換会や各種がん検診における国保被保険者の健診に係る費用を計上しております。また、前年度に引き続き健診未受診者への受診勧奨事業や人間ドックの費用助成、特定保健指導実施率向上を目的とした村上総合病院への特定健診受診者に対して行う特定保健指導の委託料を計上しております。5 款から 8 款は例年どおりのため、省略させていただきます。以上です。

(質 疑)

富樫 雅男

302 ページ、一番上、インフルエンザの予防接種助成金が入っていますが、これから新型コロナウイルスの予防接種とか、こういう医療行為に関しての国の助成というのは全くなくなるということなのですか、市のほうとしては、コロナ対応の助成金というのは今後考えるお考えはありますか。

保健医療課長

ここに書いてありますインフルエンザ予防接種助成金につきましては、6 か月から 18 歳までの乳幼児、児童生徒を対象としております。新型コロナウイルスワクチンにつきましては、令和 6 年度からは基本的には定期接種の B 類に位置づけられる予定となっておりますので、対象が 65 歳以上の高齢者ないしは 60 歳から 64 歳の基礎疾患を有する方ということに予定されていますので、対象者に乳幼児とか児童生徒は含まれておりませんので、助成する予定は今のところ考えておりません。

菅井 晋一

保険料は据置きだということで、よかったなと思っております。私も国保の加入者なので、随分高い保険料を払っているのですが、基金は今どれぐらいありますか。

保健医療課長

基金は、約 4 億円となっております。

菅井 晋一

たしか 4 億円という話は聞きました。それで、保険料を決めるときに下げるようなお話は、基金を取り崩して、そういう話はなかったかお聞きしたいのですが、団塊の世代がもう後期高齢の世界に入っているんで、まだ国保の加入者減るのかなというふうには思うのですが、その辺の保険料下げるような話なかったかお聞きします。

保健医療課長

今後被保険者数は減少していくことが見込まれますが、やはり療養費、かかる医療費につきましては、1 人当たり医療費、県内のほうでも多い額になっておりますし、どんどん高額医療も出てきておりますので、そういう意味では、保険者数が減ってきて、かかる医療費は下がらない、かえって上がるのではないかと見込まれておりますので、今のところ保険料率は改定せずに、もし必要があれば基金を取り崩しながら、保険料は据置きでいくような方向を考えております。

副 市 長

今の御質問に関連しますけれども、この事業費で例えば人間ドック助成ですとか、

こういったことで、いわゆる健康寿命をなるべく延ばそうということで、医者にかからないようにしようという心がけのほうに今回は取り組もうということの予算配分になっておりますので、そういった部分でも御理解をいただければありがたいと思います。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第8号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第13 議第9号 令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 議第9号 令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。予算の総額は9億5,300万円とし、前年比1億3,880万円の増額です。令和6年度の被保険者数は、前年度比262人の増加の1万2,842人を見込んでおります。また、広域連合では、法律に基づき2年を通じた保険料を定めておりますが、令和6年度は保険料改定の年となりますが、被保険者数の増加や全世代型社会保障の推進に伴う出産育児支援金の増加や新型コロナウイルス感染症による受診控えの解消などにより、保険料率は引上げとなります。それでは、歳入から主なものを説明いたします。1款1項後期高齢者医療保険料は、前年比1億360万2,000円の増額で、6億8,289万円です。5款3項1目、説明欄1、県後期高齢者医療制度特別対策補助金ですが、令和6年度は、新たに後期高齢者を対象としました健診未受診者対策を実施します。また、例年同様に人間ドック費用助成、健康診査事業に係る経費も見込んでおります。続いて、歳出の主なものについて説明いたします。3款1項1目保健事業費ですが、歳入でも説明いたしましたが、令和6年度は新たに健診未受診者対策に係る経費を計上しております。以上です。

(質 疑)

菅井 晋一 新規事業で健康診査未受診者対策事業というのがあってと思います。未受診者へのAIを活用した受診勧奨というふうなことなのですが、その中身、どういうことをやるのか教えてください。

保健医療課長 国民健康保険の対応でも実施していますけれども、AIを活用しまして、その人の受診歴や健診歴を分析して、その人に合った内容のはがきを送りまして、受診を勧奨するものです。対象としましては、今年度後期高齢者に関しましては、その年度に76歳になる方から84歳までの方を予定しております。

菅井 晋一 分かりました。委託することなのですかけれども、どこに委託するのですか。
保健医療課長 国民健康保険の受診勧奨でも行っておりますキャンサーズキャンという会社に事業委託をする予定であります。

菅井 晋一 どの会社ですか。
保健医療課長 東京にあります。いろいろこういう未受診者対策等を行っている、実績のある業者
 になっております。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立
による採決を行った結果、議第9号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第14 議第10号 令和6年度村上市介護保険特別会計予算を議題とし、担当課長（介護高齢
 課長 大滝きくみ君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 議第10号 令和6年度村上市介護保険特別会計予算について御説明いたします。歳
入歳出予算の総額は、それぞれ84億3,100万円を計上するものであります。対前年度
比7,000万円、0.8%の増であります。334、335ページを御覧ください。歳入であり
ますが、第1号被保険者数の減少により保険料は減少しております。対前年度比
1.6%の減であります。保険料の不足分につきましては、8款2項1目介護保険給付
等準備基金繰入金1億1,214万4,000円を取り崩す予定です。4款国庫支出金、5款
支払基金交付金、6款県支出金、8款繰入金については、歳出の介護給付費及び地
域支援事業費等の各負担割合によるものであります。令和6年度は、歳出予算が対
前年度比7,000万円の増となりましたので、歳入も7,000万円の増となります。次に、
歳出の主なものについてであります。340ページ、341ページを御覧ください。1款
総務費では、対前年度比5.7%の増となっております。3項介護認定審査会費、1目、
説明欄1、認定審査経費の、次ページになりますけれども、342、343ページ、6行
目の電算業務委託料であります。介護認定審査会ペーパーレス会議システム導入
事業であります。介護認定審査会は毎月14回、年間168回、集合形式で開催しており
ます。介護認定審査会にシステムを導入し、審査資料をデータ化することによって、
審査委員により早く資料を届けることができるとともに、資料作成で使用する紙や
インク、宅配便料の削減、また介護認定審査会業務を効率化することで申請から認
定までの時間短縮を図ることで、市民により早くサービスを利用していただくこと
を目的として計上しております。8行目、審査資料システム改修委託料ありますが、基幹系システムの標準化に伴う介護認定審査会システム改修費であります。2款
保険給付費は、対前年度比1.5%の増となっております。1項介護サービス等諸費で
は、対前年度比1.6%の増であります。次ページの5目施設介護サービス給付費では、
介護医療院への転換が今年の3月で全て終了することから、前年度より1億7,000万
円の増額であります。次に、354、355ページを御覧ください。3款地域支援事業、
3項3目認知症総合支援事業費、説明欄1、認知症総合支援事業経費、徘徊高齢者
等家族介護支援補助金であります。現在徘徊高齢者等家族支援事業としてGPS
機器の貸出事業を行っておりますが、認知症高齢者が外出時GPS機械を持たない、

またちょっと使いづらいというような声があり、利用者数も増えないことから、事業の見直しを行いました。認知症高齢者の状況に合わせた徘徊対策商品等を購入する際の費用の一部を助成するものであります。5目任意事業費の減であります、紙おむつ等購入費助成事業及び在宅寝たきり老人等介護手当事業が地域支援事業に該当しなくなるため、保健事業に変更したための減であります。4款1目保健福祉事業であります、任意事業で先ほど説明しましたが、これらの事業が地域支援事業で実施できなくなることから、事業の継続について検討した結果、介護支援等に係る事業を独自で設置する保健福祉事業として実施することといたしました。保健福祉事業の設置については、介護保険の運営協議会でも承認されております。保健福祉事業については、財源の全てを第1号保険料で賄うため、今後の保険料の推移や介護保険給付費等準備基金の状況を見ながら、持続可能な事業としていくために、対象者については一部見直しを行い、介護者の介護負担が非常に多い要介護3以上とし、課税、非課税によらず、月額3,000円のおむつ券、介護手当については、変わらず月額3,000円とします。また、現在利用している方については、経過措置を2年間設け、現在のサービスを継続していただきます。7款2項1目他会計繰出金2,580万円ではありますが、地域支援事業の一部が重層的支援体制事業に移行する保険料分であります。説明は以上です。

(質 疑)

木村 貞雄

ちょこっと分かりづらかったのですけれども、今の説明で大体分かってきたのだけれども、任意事業であった寝たきりの手当とか、紙おむつとかを保健事業のほうにやったということで、最後の繰出金のほうで一般会計のほうに、国から入ったやつも含めて繰り出すという、このお金の問題なのだけれども、その辺もう少し詳しく説明してもらいたいのですけれども。

介護高齢課長

7款の他会計繰出金ですけれども、地域支援事業の一部ということで、先ほど保健福祉事業費の話をさせていただきましたが、こちらにつきましては、相談事業、あと地域づくり事業等が重層的支援体制事業に移行しました。それに係る保険料分ということで、一般会計のほうに重層的支援体制事業が、会計としてはそちらのほうで持つのですけれども、財源としては介護保険の保険料分ということで、介護保険のほうから繰り出すような形になっています。

富樫 雅男

355ページの3款3項3目の徘徊高齢者のGPSの貸出しがあまり利用者いないから、ほかのことを考えているというようなお話あったかと思うのですけれども、これは具体的にちょっと教えていただければありがたいですけれども。

介護高齢課長

現在も使っているのですけれども、GPS機器を搭載した、大体このくらいですか、8掛ける4センチくらいの携帯電話のやつみたいなものがあるのですけれども、それを外出時に持って出かけるのですけれども、実際認知症の方はそれを持たないで行ってしまったとか、なくしてしまったりとかということがあって、なかなか使いづらいというような話がケアマネジャーさんから、また実際に利用されている方々から話がありまして、申請したけれども、やっぱり使わないというようなこともありました。実際現在利用者が2名しかいないということがあって、それであれば、今いろんな徘徊の機器が出ておりまして、靴の底にGPSの機器をつけるとかというものも出ていたり、あとつえのところに付いたりというようなことで、多くの徘徊の機器が出ております。利用者の状況に合わせた選択ができるということで、こ

のように事業を変えております。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第10号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上のとおり本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（長谷川 孝君）閉会を宣する。

(午前11時53分)